

発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第14条に基づき県が指定する発達障害者支援センターが行う下記の業務について、公募による企画提案に係る手続き開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

平成31年4月5日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

静岡県東部発達障害者支援センター運営業務委託契約

(2) 業務の目的

静岡県（以下「県」という。）は、発達障害児（者）支援の中核的・専門的機関である静岡県発達障害者支援センターを、令和2年4月から、東部地域及び中西部地域の2か所体制とし、政令市と連携して県全体の発達障害児（者）への支援体制を構築するとともに、静岡県発達障害者支援センター運営業務を法人へ委託し、法人の専門的な知識や経験を活用して、複雑化、多様化している相談への対応を強化する。このため、東部地域（静岡県東部発達障害者支援センター運営業務委託仕様書（以下「東部仕様書」という。）で定める所管区域をいう。）において静岡県東部発達障害者支援センター運営業務を委託する法人の募集を行う。

(3) 業務の内容

東部仕様書に定める業務を行うものとする。

2 委託期間

令和元年7月1日から令和7年3月31日までとする。

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人とする。

- (1) 発達障害に関する支援や調査研究の実績を有する一般社団法人、一般財団法人、医療法人、社会福祉特定非営利活動法人、地方独立行政法人のいずれかであること。なお、共同企業体の場合も、その構成員は前述の法人に限る。
- (2) 静岡県東部発達障害者支援センターの設置場所を、自己所有又は借用により用意できること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 直近1年間において法人税、法人都道府県税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに委託事業者として不適当と認められる者でないこと。
- (8) 法人の代表者（役員を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

イ 公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(9) 次のアからキのいずれにも該当しないこと（複数団体による共同提案であるときは、その構成員のすべてが該当しないこと。）。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2項に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 選考方法

書類審査（第一次審査）及びプレゼンテーション（第二次審査）に基づき審査を行うものとし、詳細は、募集要項による。

5 業務の仕様

詳細は、募集要項及び東部仕様書による。

6 手続等

(1) 担当

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁西館2階

静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課

電話：054-221-3319、Fax：054-221-3267、Eメール：shougai-fukushi@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 募集要項等の交付

ア 交付日時 平成31年4月5日（金）から令和元年5月10日（金）まで（県の休日の日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間は除く。）

イ 交付場所 上記(1)に同じ。

ウ 郵送による取得 希望する場合は、380円分の切手を貼った宛て名明記の返信用定形外封筒（角2号A4版用）を同封の上、(1)に郵送すること。

エ インターネットの利用による取得

静岡県障害福祉課ホームページからの取得も可能である。

URL:<http://www.pref.shizuoka.lg.jp/kousei/ko-320/center.html>

(3) 申請書の提出等

- ア 提出期限 平成31年4月5日（金）から令和元年5月24日（金）まで（県の休日の日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間は除く。）
- イ 提出書類 詳細は、募集要項による。
- ウ 提出方法 上記(1)まで郵送又は持参すること。郵送の場合は、「簡易書留」により令和元年5月24日（金）午後5時15分までに必着とする。なお、電子メール、ファクシミリによる提出は認めない。
- エ 注意事項 提出後は、軽微な変更を除いて提出書類の差替え又は記入内容の変更はできない。

(4) 説明会の開催

- ア 説明内容 参加希望者に対し、募集要項等について説明を行う。
- イ 開催日時 平成31年4月10日（水）午後1時30分から午後3時まで
- ウ 場 所 働く幸せ創出センターA会議室
（静岡市葵区呉服町2-1-5 5風来館（ごふくかん）4階）

(3) 提出書類による提案の説明

- ア 開催日時 令和元年5月下旬の指定した日時（詳細は、応募者に個別連絡する。）
- イ 場 所 静岡市内（詳細は、応募者に個別連絡する。）

7 その他

提出書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。